

生徒・保護者への就学支援制度 (令和8年度現行)

授業料に対する助成

授業料負担軽減額は

①国の就学支援金等

②東京都の授業料軽減助成金(都民対象)

合わせて最大で
50万1,000円

私立高校等の授業料支援には国と都の2つの制度があります。

所得制限なく、年間50万1,000円※まで受給することができます。

上限額(50万1,000円)まで受給するためには、①②両制度とも別に申請が必要です。

※ 授業料の負担軽減額は、50万1,000円の範囲内で、**在学校の授業料額(保護者が負担した金額)**が上限です。

■ ①私立高等学校等就学支援金 **国の助成** ☆授業料の負担軽減を図ります

平成22年4月から公立高校の授業料が無償化されたのと同時に、国の予算によって、全国の国立・私立の高等専修学校や高等学校の生徒たちに対し、「就学支援金」が支給されるようになりました。これによって、保護者の負担が軽減され、学校選択の幅も大きく広がっています。



- ・対象者 私立の「専修学校(高等課程)」等に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等
- ・問合せ先 東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当 TEL(03)6743-5011
- ・申込方法 在 schools を通じて就学支援金オンライン申請システム「e-shien(イーシエン)」にて申請

■ ②東京都私立高等学校等授業料軽減助成 **都の助成** ☆授業負担軽減を図ります

私立高等専修学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学支援金とあわせて都内私立高等学校の平均受領料まで都が助成します。



- ・対象者 私立の「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者等(申請者)と生徒が、令和8年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している方
- ・問合せ先 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 TEL(03)5206-7925
- ・申込方法 詳細は6月頃に在 schools を通じて手続きや申請時期を周知。

授業料以外に対する助成

■ 奨学給付金(給付・年額) **都の助成** ☆学用品費、修学旅行費等(授業料以外)の負担軽減を図ります

所得要件があり最大で年152,000円給付されます。

- ・対象者 令和8年7月1日現在、都内在住で私立の「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者
- ・問合せ先 東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当 TEL(03)5206-7925
- ・申込方法 在 schools を通じて6月中旬にお知らせ



奨学金等貸付

■ 東京都育英資金による奨学金貸付 **都の貸付(無利子)** ☆在学中に必要な費用をサポートします

35,000円(私立・月額) 所得要件あり

在学生対象

<一般募集> ※都内在住で、申込資格に全て該当し在学(高等専修学校)が推薦する生徒

・申込方法 在学を通過して

・募集時期 4月中旬から各学校で定める期間内(おおむね1ヶ月程度)

<特別募集> ※都内在住者で令和8年4月以降に家計の急変があり、修学困難になった生徒

・申込方法 在学を通過して

・募集時期 一般募集終了後随時

中学生対象

<予約募集> ※都内在住の中学3年生で、申込資格に全て該当し在学中学校が推薦する者

・申込方法 在学する中学校を通過して

・募集時期 6月上旬から各中学校で定める期間内

・問合せ先 公益財団法人 東京都私学財団 育英資金担当 TEL (03)5206-7929



■ 東京都私立高等学校入学支度金貸付制度 **都の貸付(無利子)** ☆入学時に必要な費用をサポートします

都内在住で入学支度金貸付制度のある3年制の高等課程入学者の保護者に対する入学支度金の貸付、金額は25万円

・問合せ先 詳細は入学を希望する高等専修学校にお問合せください

※入学支度金の制度の有無は学校によって異なります

■ 国の教育ローン **国の貸付(有利子)**

日本政策金融公庫による学費の貸与。高等課程の場合、学校納付金など学生・生徒一人につき350万円もしくは450万円(自宅外通学等一定要件あり)以内で融資を受けられる。(世帯の年間所得等に指定基準あり)

利率=年3.75%(令和8年5月現在)

※交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方は、上記利率の▲0.4%

返済期間=最長20年

・問合せ先 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター(ナビダイヤル) 0570-008656 または 03-5321-8656
<https://www.jfc.go.jp>

・申込方法 申し込みは各人で

※この他にもお住まいの自治体によって独自の奨学金制度を設けている場合があります。詳細は各自自治体にお問い合わせください。



高等専修学校に対する助成策 (令和8年度現行)

■ 私立専修学校教育振興費補助(東京都)

私立の高等課程設置校に対し、その教育に要する運営費の一部を補助するもの。生徒一人あたり学校法人立校で310,200円となり、昭和59年度に3年制だけを対象に創設され、60年度は2年制に、61年度は1年制にまで拡大された。ただし、看護学校は対象外。

■ 私立専修学校特別支援教育事業費補助(東京都)

私立高等課程設置校において、障害児教育を行っている場合、その運営費の一部を補助するもので、平成15年度から実施されている。補助額は生徒一人あたり827,500円となっている。

■ 私立専修学校教育環境整備費助成(東京都)

教育設備(300万円以上2,000万円未満)の整備に要する費用の2分の1以内を助成するもの。私立専門課程・高等課程とも対象になっている。

■ 災害共済給付制度(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校の管理下で生徒の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生した時に災害給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度。学校単位で任意に加入。

■ 専修学校学生生徒災害障害保険

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会による、会員校のための互助共済制度。学校生活の中で起きた事故について保障される。学校単位で任意に加入。

■ 優良卒業生に対する知事表彰

私立高等学校と同様に、東京都知事より3年課程の卒業生各校1名に贈られる。